

議案第101号

長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例の制定について

長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を次のように定める。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

提案理由

旧機那サフラン酒製造本舗建造物について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設等運営権制度（コンセッション方式）の導入に当たり、必要な事項を定めるもの

長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、長岡市旧機那サフラン酒製造本舗建造物条例（令和6年長岡市条例第27号）第2条に定める旧機那サフラン酒製造本舗建造物（以下「旧サフラン酒本舗」という。）について、その歴史的・文化的価値の保存を図るとともに、観光振興及び地域活性化に資することを目的に、公共施設等運営権（法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定する民間事業者を選定するため、その実施方針（法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に定める事項について規定するものとする。

(民間事業者の選定の手続)

第2条 市長は、法第16条の規定により、選定事業者（法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、旧サフラン酒本舗の運営等（同条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権を設定することができるものとする。

2 前項の規定により旧サフラン酒本舗の公共施設等運営権を設定されることとなる選定事業者として選定されようとする民間事業者は、事業計画書その他市長が別に定める書類を市長に提出しなければならないものとする。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準に適合すると認めた者を旧サフラン酒本舗の選定事業者として選定するものとする。

- (1) 旧サフラン酒本舗の運営等に関する計画が当該運営等に係る業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 旧サフラン酒本舗の運営等を適切かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。
- (3) 旧サフラン酒本舗の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な運営等ができること。

(運営等の基準)

第3条 前条第1項の規定により市長が旧サフラン酒本舗の公共施設等運営権を設定した選定事業者（以下「公共施設等運営権者」という。）は、旧サフラン酒本舗を常に良好な状態において維持管理し、その歴史的及び文化的価値を十分

に発揮するとともに、観光振興及び地域活性化に寄与するよう、効率的に運営しなければならないものとする。

- 2 旧サフラン酒本舗の休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が市長と協議して定めるものとする。

(業務の範囲)

第4条 公共施設等運営権者は、第1条に規定する目的を達成するため、旧サフラン酒本舗の供用、維持管理その他施設の運営等に関する業務を行うものとする。

- 2 市長は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めることができるものとする。

(利用料金)

第5条 旧サフラン酒本舗の利用料金（法第2条第6項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の額は、旧サフラン酒本舗の利用状況等を勘案して、適正な額を公共施設等運営権者が定めるものとする。

- 2 公共施設等運営権者は、必要があると認められる場合は、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

(公共施設等運営権の対価)

第6条 市長は、公共施設等運営権者から、法第20条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部（以下「公共施設等運営権の対価」という。）を徴収することができるものとする。

- 2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他の必要な事項は、法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第102号

長岡市市税条例の一部改正について

長岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、固定資産税の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の割合等について、所要の改正を行うもの

長岡市市税条例の一部を改正する条例

長岡市市税条例（昭和29年長岡市告示第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

改正後	改正前
附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第11条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第26条第1項、附則第28条第1項、附則第29条第1項、附則第29条の2第1項、<u>附則第29条の3第1項又は附則第30条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にか	附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第11条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第24条第1項、附則第25条第1項、附則第26条第1項、附則第28条第1項、附則第29条第1項、附則第29条の2第1項<u>又は附則第30条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にか

かわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	かわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第14条の2 （略）	第14条の2 （略）
2 （略）	2 （略）
3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。	3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。
4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。	4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。
5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。	5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。
6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>2分の1</u>とする。	6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とする。
7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の3</u>とする。	
8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>3分の2</u>とす	7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とす

る。	る。
9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。	8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。	9 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>4分の3</u> とする。
	10 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
	11 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
	12 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。
	13 (略)
11 (略)	14 (略)
12 (略)	15 (略)
13 (略)	
(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)	
第29条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及	

び雑所得については、第34条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第29条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項、附則第11条第1項及び附則第11条の3第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第29条の3第1項の規定による市民税の所

得割の額」と、第35条の6第1項
前段、第35条の7、第35条の8第
1項、附則第11条第1項及び附則
第11条の3第1項中「所得割の額」
とあるのは「所得割の額並びに附
則第29条の3第1項の規定による
市民税の所得割の額」と、第35条
の6第1項後段中「所得割の額」
とあるのは「所得割の額及び附則
第29条の3第1項の規定による市
民税の所得割の額の合計額」とす
る。

(3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第29条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第29条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 9 条の 3 の規定の適用
については、同条第 1 項中「山林
所得金額」とあるのは「山林所得
金額並びに附則第 29 条の 3 第 1 項
に規定する特定暗号資産に係る譲
渡所得等の金額」と、同条第 2 項
中「所得割の額」とあるのは「所
得割の額並びに附則第 29 条の 3 第
1 項の規定による市民税の所得割
の額」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第11条の4の改正規定及び附則第29条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条の規定は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の長岡市市税条例（以下「新条例」という。）附則第11条の4の規定は、前条ただし書に掲げる規定の施行の日（以下この条において「ただし書施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、ただし書施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第29条の3の規定は、ただし書施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第103号

長岡市保育園条例の一部改正について

長岡市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

令和9年3月末で長岡市立昭和保育園を閉園することに伴い、所要の改正を行うもの

長岡市保育園条例の一部を改正する条例

長岡市保育園条例（平成13年長岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		長岡市立昭和保	長岡市昭和2丁目2
		育園	番5号
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

議案第104号

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

ごみの発生抑制と適正な受益者負担の観点から、粗大ごみ処理手数料を改定すること等に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成9年長岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後			改正前		
別表第 1 （第30条関係） 家庭系廃棄物処理手数料			別表第 1 （第30条関係） 家庭系廃棄物処理手数料		
1 市が収集、運搬及び処分をする場合			1 市が収集、運搬及び処分をする場合		
家庭系廃棄物の区分		手数料の額	家庭系廃棄物の区分		手数料の額
燃や す み	家庭ごみ用指定袋の極小（5リットル相当）に収納されたもの	6円	燃や す み	家庭ごみ用指定袋の極小_____に収納されたもの	6円
	家庭ごみ用指定袋の小（10リットル相当）に収納されたもの	13円		家庭ごみ用指定袋の小_____に収納されたもの	13円
	家庭ごみ用指定袋の中（25リットル相当）に収納されたもの	32円		家庭ごみ用指定袋の中_____に収納されたもの	32円
	家庭ごみ用指定袋の大（40リットル相当）に収	52円		家庭ごみ用指定袋の大_____に収	52円

		納されたもの				納されたもの	
燃やさいみ	さなご	家庭ごみ用指定袋の極小（5リットル相当）に	6円	燃やさいみ	さなご	家庭ごみ用指定袋の極小_____に	6円
		収納されたもの				収納されたもの	
		家庭ごみ用指定袋の小（10リットル相当）に	13円			家庭ごみ用指定袋の小_____に	13円
		納されたもの				納されたもの	
		家庭ごみ用指定袋の中（25リットル相当）に	32円			家庭ごみ用指定袋の中_____に	32円
生ごみ	ご	家庭ごみ用指定袋の特	65円	生ごみ	ご	家庭ごみ用指定袋の特	65円
		大（50リットル相当）に				大_____に	
		収納されたもの				収納されたもの	
		家庭ごみ用指定袋の超	2円			家庭ごみ用指定袋の超	2円
		極小（2リットル相当）				極小_____	
粗大ごみ	粗大	に収納されたもの		粗大ごみ	粗大	に収納されたもの	
		家庭ごみ用指定袋の極小（5リットル相当）に	5円			家庭ごみ用指定袋の極小_____に	5円
		収納されたもの				収納されたもの	
		家庭ごみ用指定袋の小（10リットル相当）に	10円			家庭ごみ用指定袋の小_____に	10円
		納されたもの				納されたもの	
粗大ごみ	粗大		2,000	粗大ごみ	粗大	大人が1人で容易に持	200円
			円を上			つことができる程度の	
			限に品			大きさのもの	
			目ごと				
			に規則				
			で定め				
			る額				
						大人が2人で容易に持	600円
						つことができる程度の	
						大きさのもの	

				1 辺の長さが著しく長 く、かつ、大人が 2 人で 持つことができる程度 の大きさのもの	1,000 円
--	--	--	--	---	------------

2 市民が処理施設まで運搬し、市が
処分をする場合

家庭系廃棄物の区分		手数料の額
(略)		
粗 大 ごみ		2,000円を上限に
		品目ごとに規則
		で定める額

注 (略)

				1 辺の長さが著しく長 く、かつ、大人が 2 人で 持つことができる程度 の大きさのもの	1,000 円
--	--	--	--	---	------------

注 家庭ごみ用指定袋の種類ごとの
大きさは、規則で定める。

2 市民が処理施設まで運搬し、市が
処分をする場合

家庭系廃棄物の区分		手数料の額
(略)		
粗 大 ごみ	大人が 1 人で	200円
	容易に持つこ	
	とができる程	
	度の大きさの	
	もの	
	大人が 2 人で	600円
	容易に持つこ	
	とができる程	
	度の大きさの	
	もの	
	1 辺の長さが	1,000円
著しく長く、か		
つ、大人が 2 人		
で持つことが		
できる程度の		
大きさのもの		

注 (略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 の 1 の表及び 2 の表の粗大ごみの項の規定は、施行日以後に申込みを受ける粗大ごみに係る手数料から適用し、施行日前に申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

議案第105号

長岡市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

長岡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

長岡市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

長岡市認可地縁団体印鑑条例（平成4年長岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改めるものとする。

改正後	改正前
（登録） 第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録するものとする。 （代理人による申請） 第14条 法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面を提出することにより、当該代理人による申請をすることがで	（登録） 第4条 市長は、前条の規定により認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「法施行規則」という。）<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査した上、登録するものとする。 （代理人による申請） 第14条 法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面を提出することにより、当該代理人による申請をすることがで

きる。 2 (略)	きる。 2 (略)
--------------	--------------

附 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

議案第106号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

廃止調書

路線名	起点	重要な 経過地	幅員(m)	摘要
	終点		延長(m)	
関原86号線	雲出町字上原1613番2地先		1.5～3.3	図1 ア～イ
	雲出町字上原1608番13地先		75.2	
青葉台136号線	陽光台4丁目甲48番1地先		1.0	図2 ア～イ
	陽光台4丁目1379番1地先		159.7	
青葉台137号線	陽光台4丁目1379番1地先		1.0	図2 ウ～エ
	陽光台4丁目1379番1地先		36.0	

議案第107号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
みしま体育館 冷暖房設備改 修工事	冷暖房設備工事 一式	166,870,000円	長岡市千秋2丁目 2788番地1 越後交通工業株式 会社

議案第108号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
与板体育館耐震・トイレ改修工事	鉄筋コンクリート造り 3 階建て (3,149.07㎡) 耐震補強、トイレ改修	360,437,000円	長岡市栃尾山田町 1 番10号 共栄・中越与板体育館耐震・トイレ改修特定共同企業体

議案第109号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
長岡北部地域 斎場（仮称） 建設工事	鉄筋コンクリート造り2階建て（1,218㎡） 告別・炉前ホール、収骨室、 炉室、待合室、事務室等	746,350,000円	長岡市南町2丁目 4番4号 大石・山崎・今泉 テント長岡北部地 域斎場（仮称）建 設特定共同企業体

議案第110号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
長岡北部地域 斎場（仮称） 建設電気設備 工事	電気設備工事 一式	257,070,000円	長岡市来迎寺甲 2621番地4 株式会社三友電工 舎

議案第111号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
長岡北部地域 斎場（仮称） 建設機械設備 工事	機械設備工事 一式	144,980,000円	長岡市喜多町 1171番地1 株式会社新潟施設

議案第112号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

工 事 名	工 事 内 容	契約金額	契約の相手方
道路新設工事 (市道西幹線 84号線)	道路新設 函渠工 (39.1m)	変更前 362,888,493円 変更後 393,503,000円	長岡市喜多町 1078番地1 中越・河田7道整 補第1号道路新設 特定共同企業体

議案第113号

財産の取得について

次のとおり物品を取得する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

品 種	品 名	契約金額	契約の相手方
情報機器	大型提示装置 187台	47,311,000円	新潟市中央区鑑2丁目 10番6号 株式会社キザシオ

議案第114号

決算の認定について

令和7年度長岡市一般会計決算及び特別会計決算を市議会の認定に付する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

議案第115号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和7年度長岡市下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和7年度下水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

議案第116号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和7年度長岡市水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和7年度水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

議案第117号

剰余金の処分及び決算の認定について

令和7年度長岡市簡易水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書のとおり処分し、令和7年度簡易水道事業会計決算を市議会の認定に付する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第 9 号

長岡地域土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、長岡地域土地開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

長 岡 市 長 磯 田 達 伸

報告第10号

公立大学法人長岡造形大学の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第11号

公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市米百俵財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第12号

一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡産業交流会館の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第13号

公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターの経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第14号

公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市国際交流協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田 達 伸

報告第15号

公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市芸術文化振興財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第16号

公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人長岡市スポーツ協会の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

報告第17号

株式会社山古志観光開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社山古志観光開発公社の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第18号

一般財団法人長岡花火財団の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人長岡花火財団の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第19号

継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定に基づき、令和7年度長岡市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸

令和7年度長岡市一般

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総管理費	栃尾支所庁舎解体事業	令和6年度	円 43, 175,000	円	円 43, 100,000	円	円 75,000
			令和7年度	438, 575,000		438, 500,000		75,000
			計	481, 750,000		481, 600,000		150,000
2 総務費	1 総管理費	リリックホール空調設備改修事業	令和6年度	98, 340,000		88, 500,000	9, 840,000	
			令和7年度	98, 340,000		88, 500,000	9, 840,000	
			計	196, 680,000		177, 000,000	19, 680,000	
2 総務費	1 総管理費	与板地域交流拠点施設(仮称)整備事業	令和6年度	146, 003,000	60, 518,000	54, 400,000	31, 085,000	
			令和7年度	1,321, 000,000	547, 554,000	492, 700,000	280, 746,000	
			計	1,467, 003,000	608, 072,000	547, 100,000	311, 831,000	
2 総務費	1 総管理費	長岡戦災資料館移転整備事業	令和6年度	105, 054,000	29, 072,000	25, 900,000	50, 082,000	
			令和7年度	1,082, 000,000	439, 833,000	598, 100,000	44, 067,000	
			計	1,187, 054,000	468, 905,000	624, 000,000	94, 149,000	

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
43, 175,000		43, 100,000		75,000					
395, 650,200		395, 500,000		150,200	42, 924,800		43, 000,000		△75,200
438, 825,200		438, 600,000		225,200	42, 924,800		43, 000,000		△75,200
98, 340,000		88, 500,000	9, 840,000						
98, 340,000		88, 500,000		9, 840,000				9, 840,000	△9, 840,000
196, 680,000		177, 000,000	9, 840,000	9, 840,000				9, 840,000	△9, 840,000
146, 003,000	70, 800,000	45, 200,000	30, 003,000			△10, 282,000	9, 200,000	1, 082,000	
1,199, 627,000	360, 612,000	570, 400,000	268, 615,000		121, 373,000	186, 942,000	△77, 700,000	12, 131,000	
1,345, 630,000	431, 412,000	615, 600,000	298, 618,000		121, 373,000	176, 660,000	△68, 500,000	13, 213,000	
105, 054,000	29, 070,000	25, 900,000	50, 084,000			2,000		△2,000	
1,081, 930,700	208, 109,000	770, 800,000	103, 021,100	600	69,300	231, 724,000	△172, 700,000	△58, 954,100	△600
1,186, 984,700	237, 179,000	796, 700,000	153, 105,100	600	69,300	231, 726,000	△172, 700,000	△58, 956,100	△600

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
				円	円	円	円	円
9 消 防 費	1 消 防 費	栃尾地域防災拠点整備事業	令和6年度	25,000,000		25,000,000		
			令和7年度	800,000,000		800,000,000		
			計	825,000,000		825,000,000		
10 教 育 費	2 小学校費	中之島中央小学校舎大規模改造事業	令和5年度	417,700,000	76,495,000	277,700,000		63,505,000
			令和6年度	1,674,400,000	339,539,000	1,334,300,000		561,000
			令和7年度	1,000,000		700,000		300,000
			計	2,093,100,000	416,034,000	1,612,700,000		64,366,000
10 教 育 費	3 中学校費	南中中学校舎大規模改造事業	令和4年度	230,300,000	46,519,000	150,800,000		32,981,000
			令和5年度	1,388,700,000	316,585,000	893,700,000		178,415,000
			令和6年度	694,300,000	173,235,000	520,400,000		665,000
			令和7年度	1,000,000		700,000		300,000
			計	2,314,300,000	536,339,000	1,565,600,000		212,361,000

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
24, 348,400		24, 300,000		48,400	651,600		700,000		△48,400
736, 501,800		736, 500,000		1,800	63, 498,200		63, 500,000		△1,800
760, 850,200		760, 800,000		50,200	64, 149,800		64, 200,000		△50,200
					417, 700,000	76, 495,000	277, 700,000		63, 505,000
304, 123,600	58, 702,000	174, 500,000		70, 921,600	1,370 276,400	280, 837,000	1,159, 800,000		△70, 360,600
1,219, 447,900	257, 993,000	835, 600,000		125, 854,900	△1,218, 447,900	△257, 993,000	△834, 900,000		△125, 554,900
1,523, 571,500	316, 695,000	1,010, 100,000		196, 776,500	569, 528,500	99, 339,000	602, 600,000		△132, 410,500
					230, 300,000	46 519,000	150, 800,000		32, 981,000
195, 894,600	40, 427,000	119, 200,000		36, 267,600	1,192, 805,400	276, 158,000	774, 500,000		142, 147,400
1,175, 367,600	269, 590,000	702, 400,000		203, 377,600	△481, 067,600	△96, 355,000	△182, 000,000		△202, 712,600
587, 683,800	147, 896,000	393, 000,000		46, 787,800	△586, 683,800	△147, 896,000	△392, 300,000		△46, 487,800
1,958 946,000	457, 913,000	1,214, 600,000		286, 433,000	355, 354,000	78, 426,000	351, 000,000		△74, 072,000

報告第20号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和7年度長岡市下水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和7年度長岡市下水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設費	松葉排水ポンプ場 設備更新事業	令和6年度	円 32, 400,000	円 16, 200,000	円 16, 200,000	円	円
			令和7年度	50, 600,000	25, 300,000	25, 300,000		
			計	83, 000,000	41, 500,000	41, 500,000		
1 資本的支出	1 建設費	関東排水ポンプ場 設備更新事業	令和6年度	57, 000,000	28, 500,000	28, 500,000		
			令和7年度	120, 500,000	60, 250,000	60, 250,000		
			計	177, 500,000	88, 750,000	88, 750,000		
1 資本的支出	1 建設費	長岡中央浄化一 ゲート更新事業	令和6年度	71, 000,000	38, 910,000	32, 090,000		
			令和7年度	164, 500,000	90, 090,000	74, 410,000		
			計	235, 500,000	129, 000,000	106, 500,000		
1 資本的支出	1 建設費	栃尾下水処理一 セ変電設事業	令和6年度	79, 400,000	43, 550,000	35, 850,000		
			令和7年度	158, 600,000	86, 950,000	71, 650,000		
			計	238, 000,000	130, 500,000	107, 500,000		

会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

実 績					比 較				
支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金		国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金
円 32, 400,000	円 16, 200,000	円 16, 200,000	円	円	円	円	円	円	円
38, 745,800	19, 372,000	19, 300,000		73,800	11, 854,200	5, 928,000	6, 000,000		△73,800
71, 145,800	35, 572,000	35, 500,000		73,800	11, 854,200	5, 928,000	6, 000,000		△73,800
57, 000,000	28, 500,000	28, 500,000							
22, 079,000	11, 039,000	11, 000,000		40,000	98, 421,000	49, 211,000	49, 250,000		△40,000
79, 079,000	39, 539,000	39, 500,000		40,000	98, 421,000	49, 211,000	49, 250,000		△40,000
71, 000,000	38, 910,000	32, 000,000		90,000			90,000		△90,000
112, 475,600	61, 520,000	50, 900,000		55,600	52, 024,400	28, 570,000	23, 510,000		△55,600
183, 475,600	100, 430,000	82, 900,000		145,600	52, 024,400	28, 570,000	23, 600,000		△145,600
79, 400,000	43, 550,000	35, 800,000		50,000			50,000		△50,000
123, 619,300	67, 737,000	55, 800,000		82,300	34, 980,700	19, 213,000	15, 850,000		△82,300
203, 019,300	111, 287,000	91, 600,000		132,300	34, 980,700	19, 213,000	15, 900,000		△132,300

報告第21号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和7年度長岡市水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和7年度長岡市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設費	妙見浄水場 監視設備更新事業	令和3年度	円 435, 000,000	円	円 286, 000,000	円	円 149, 000,000
			令和4年度	492, 000,000		324, 000,000		168, 000,000
			令和5年度	252, 000,000		166, 000,000		86, 000,000
			令和6年度	43, 000,000		29, 000,000		14, 000,000
			令和7年度	187, 000,000		123, 000,000		64, 000,000
			計	1,409, 000,000		928, 000,000		481, 000,000
1 資本的支出	1 建設費	三島ポンプ場 建設事業	令和5年度	370, 600,000		150, 000,000		220, 600,000
			令和6年度	571, 400,000		226, 000,000		345, 400,000
			令和7年度					
			計	942, 000,000		376, 000,000		566, 000,000
1 資本的支出	1 建設費	大島ポンプ場 自家発電設備 更新事業	令和5年度	210, 000,000		100, 000,000		110, 000,000
			令和6年度	335, 000,000		160, 000,000		175, 000,000
			令和7年度					
			計	545, 000,000		260, 000,000		285, 000,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金		国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金
円 352, 220,000	円	円	円	円 352, 220,000	円 82, 780,000	円	円 286, 000,000	円	円 △203, 220,000
413, 149,000				413, 149,000	78, 851,000		324, 000,000		△245, 149,000
212, 344,000				212, 344,000	39, 656,000		166, 000,000		△126, 344,000
37, 730,000				37, 730,000	5, 270,000		29, 000,000		△23, 730,000
141, 509,500				141, 509,500	45, 490,500		123, 000,000		△77, 509,500
1,156, 952,500				1,156, 952,500	252, 047,500		928, 000,000		△675, 952,500
197, 560,000		148, 000,000		49, 560,000	173, 040,000		2, 000,000		171, 040,000
436, 916,500		108, 000,000		328, 916,500	134, 483,500		118, 000,000		16, 483,500
223, 232,000		100, 000,000		123, 232,000	△223, 232,000		△100, 000,000		△123, 232,000
857, 708,500		356, 000,000		501, 708,500	84, 291,500		20, 000,000		64, 291,500
429,000				429,000	209, 571,000		100, 000,000		109, 571,000
175, 800,000				175, 800,000	159, 200,000		160, 000,000		△800,000
287, 499,100				287, 499,100	△287, 499,100				△287, 499,100
463, 728,100				463, 728,100	81, 271,900		260, 000,000		△178, 728,100

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建改良設備費	水質検査センター 受変電設備	令和6年度	円 17, 600,000	円	円 10, 000,000	円	円 7, 600,000
			令和7年度	64, 900,000		36, 000,000		28, 900,000
			計	82, 500,000		46, 000,000		36, 500,000
1 資本的支出	1 建改良設備費	大貝浄水場 取水ポンプ 電気更新工事 設備	令和6年度	3, 300,000				3, 300,000
			令和7年度	39, 600,000		23, 000,000		16, 600,000
			計	42, 900,000		23, 000,000		19, 900,000
1 資本的支出	1 建改良設備費	妙見浄水場 1号沈殿池 更新工事 等	令和6年度	15, 700,000		9, 000,000		6, 700,000
			令和7年度	34, 900,000		20, 000,000		14, 900,000
			計	50, 600,000		29, 000,000		21, 600,000
1 資本的支出	1 建改良設備費	青葉台ポンプ 送水ポンプ 更新工事 設備	令和6年度	31, 900,000		19, 000,000		12, 900,000
			令和7年度	119, 900,000		71, 000,000		48, 900,000
			計	151, 800,000		90, 000,000		61, 800,000

実 績					比 較				
支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金		国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
					17, 600,000		10, 000,000		7, 600,000
57, 292,400				57, 292,400	7, 607,600		36, 000,000		△28, 392,400
57, 292,400				57, 292,400	25, 207,600		46, 000,000		△20, 792,400
					3, 300,000				3, 300,000
37, 044,700				37, 044,700	2, 555,300		23, 000,000		△20, 444,700
37, 044,700				37, 044,700	5, 855,300		23, 000,000		△17, 144,700
5, 665,000		5, 600,000		65,000	10, 035,000		3, 400,000		6, 635,000
24, 365,000		16, 700,000		7, 665,000	10, 535,000		3, 300,000		7, 235,000
30, 030,000		22, 300,000		7, 730,000	20, 570,000		6, 700,000		13, 870,000
27, 863,000				27, 863,000	4, 037,000		19, 000,000		△14, 963,000
117, 959,600				117, 959,600	1, 940,400		71, 000,000		△69, 059,600
145, 822,600				145, 822,600	5, 977,400		90, 000,000		△84, 022,600

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設費	越路配水池 電気設備更新事業	令和6年度	円 16, 500,000	円	円 9, 000,000	円	円 7, 500,000
			令和7年度	35, 200,000		19, 000,000		16, 200,000
			計	51, 700,000		28, 000,000		23, 700,000
1 資本的支出	1 建設費	本津川配水池 設備更新事業	令和6年度	8, 690,000		3, 000,000		5, 690,000
			令和7年度	61, 710,000		35, 000,000		26, 710,000
			計	70, 400,000		38, 000,000		32, 400,000
1 資本的支出	1 建設費	上塩高区 配水池ほか 設備更新事業	令和6年度	8, 470,000		4, 000,000		4, 470,000
			令和7年度	41, 140,000		21, 000,000		20, 140,000
			計	49, 610,000		25, 000,000		24, 610,000

実 績					比 較				
支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金		国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	工事負担金	損益勘定 留保資金
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
					16, 500,000		9, 000,000		7, 500,000
38, 409,800		22, 700,000		15, 709,800	△3, 209,800		△3, 700,000		490,200
38, 409,800		22, 700,000		15, 709,800	13, 290,200		5, 300,000		7, 990,200
6, 886,000				6, 886,000	1, 804,000		3, 000,000		△1, 196,000
46, 250,600		46, 100,000		150,600	15, 459,400		△11, 100,000		26, 559,400
53, 136,600		46, 100,000		7, 036,600	17, 263,400		△8, 100,000		25, 363,400
3, 243,000				3, 243,000	5, 227,000		4, 000,000		1, 227,000
33, 326,500		18, 600,000		14, 726,500	7, 813,500		2, 400,000		5, 413,500
36, 569,500		18, 600,000		17, 969,500	13, 040,500		6, 400,000		6, 640,500

報告第22号

継続費精算報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定に基づき、令和7年度長岡市簡易水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

令和7年度長岡市簡易水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
					国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建改良費	虫 亀 浄 水 所 次 亜 注 入 電 気 設 備 更 新 事 業	令和6年度	円 1, 760,000	円	円 1, 760,000	円	円
			令和7年度	4, 730,000		4, 730,000		
			計	6, 490,000		6, 490,000		

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金		国 ・ 県 支 出 金	企 業 債	そ の 他	損益勘定 留保資金
円 1, 518,000	円	円 1, 500,000	円	円 18,000	円 242,000	円	円 260,000	円	円 △18,000
円 3, 862,100		円 3, 800,000		円 62,100	円 867,900		円 930,000		円 △62,100
円 5, 380,100		円 5, 300,000		円 80,100	円 1, 109,900		円 1, 190,000		円 △80,100

報告第23号

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価の報告について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づき、令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について別紙のとおり報告する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第24号

令和7年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価の報告について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第78条の2第6項の規定に基づき、令和7年度公立大学法人長岡造形大学の業務の実績に関する評価について別紙のとおり報告する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

報告第25号

公立大学法人長岡造形大学における第2期中期目標期間の業務の実績に関する評価の報告について

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第6項の規定に基づき、公立大学法人長岡造形大学における第2期中期目標期間の業務の実績に関する評価について別紙のとおり報告する。

令和8年9月8日提出

長岡市長 磯田達伸